

2016年(平成28年)11月14日号

NO. 2754 (毎週月曜日発行)

株式会社 週刊住宅新聞社

本社 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4 中公ビル
TEL.03(5363)5810 FAX.03(5363)5815 郵便振替口座 00120-5-83424
発行人 長尾 浩章 昭和35年5月10日 第三種郵便物認可

<http://www.shukan-jutaku.com/>

週刊住宅

申告納税制度とは、税金について納税者自らが、税務署へ所得や財産の申告を行うことにより税額を確定させ、この確定した税額を納税者が納付する制度である。

国税は原則、この申告納税制度を採用しており、たとえば、相続税、贈与税、所得税、法人税などは申告納税である。

CFネットグループ
大家実践塾

一方、行政機関の処分により税額を確定する方法を賦課課税制度といい、地方税ではこの方法が一般的である。たとえば、固定資産税、不動産取得税などは賦課課税であり、納税者が自ら申告しなくても、都税事務所や市町村などが税額を決定して納付書を送ってくる。

215

申告納税制度

さて、申告納税制度において、納税者が誤って税額を過大に申告した場合はどうなるか。

税務署で一応のチェックはしているが、基本的に、税務署は、税金が過小に申告されていないかをチェックしているのであって、税金が過大に申告されていることをチェックしてくれないと考えるべきである(簡単なミスは言ってくれる場合

正の請求(訂正)は認められない。

おいては、納税者が自ら正しく(最もメリットがあるように)申告しなければならぬ。

たとえば、相続税の小規模宅地の評価減の適用において、一番メリットのある土地を選択しなかった場合も、税務署は何も言ってくれない。

さらに、この場合は、納税者自らが気付いても、更正の請求(訂正)は認められない。

その上で、税務調査を行い、過少に申告していることが判明したら、納税者に修正申告させるか、自ら更正処分を行ってくる。

この場合、通常の税金のほかに、加算税や延滞税も取られる。

万が一、納税者が所得や財産を故意に隠した場合、通常よりも重い重加算税を課してくるし、さらに、それが多額であれば、検察庁に告発することもある。

払い過ぎは自己責任

過少に申告すると加算税対象

合もあるが)。この場合、納税者自らが気付けば、申告期限から一定期間は、更正の請求を行うことで、払い過ぎた税金を取り戻すことができる。

ただし、納税者にとっての優遇措置は原則選択制で、自分が別の選択をした場合は、訂正できないことが多い。

つまり、申告納税制度に

特に、相続税の申告は、人生の中で何度もあることではないので、分らないことが多い。税金を過大または過少に申告しないように、税理士とよく相談することをお薦めする。

CFネットグループ 税理士・不動産鑑定士 三原 佳人